

### 団体監理型の人数枠（介護職種以外の職種）

常勤職員の総数	基本人数枠		優良基準適合者		
	第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	第3号 (2年間)
1	1	基本人数枠 の2倍	基本人数枠 の2倍	基本人数枠 の4倍	基本人数枠 の6倍
2	2				
3～30	3				
31～40	4				
41～50	5				
51～100	6				
101～200	10				
201～300	15				
301～	常勤職員 の20分の1				

企業様の従業員の数により、受け入れる実習生の人数の上限が決定します。  
従業員数が多くなるにつれ、受け入れ人数も増加します。  
1年経過する毎に、同人数の受入が可能です。

